

平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨコオ
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 徳間 孝之
(コード番号 6800・東証一部)
問合せ先 執行役員管理本部長 横尾 健司
(TEL 03-3916-3111)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「原プラン」といいます）を導入いたしました。

原プランの有効期間は、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益および企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成 20 年 6 月 30 日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等も踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、当社取締役会は原プランを一部変更したうえで、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします（以下、継続する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を本プランといいます）。本プランの有効期間は、平成 26 年 6 月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

なお、本プランを決定した取締役会には、当社社外監査役 2 名を含む監査役 3 名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランが当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見が表明されています。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社および当社グループは、「常に時代の先駆者でありたい」という創立以来の理念のもと、めまぐるしく変化する情報通信業界の中で、「アンテナスペシャリスト」、「ファインコネクタスペシャリスト」、「高周波スペシャリスト」、「先端デバイススペシャリスト」という4つの顔を持ち、主要市場分野である自動車市場・携帯電話市場・半導体検査市場向けに当社独自の先進技術力を駆使し、革新的な先端製品を数多く供給してまいりました。このことにより、上記基本方針に示したとおりステークホルダーの皆様の利益・幸福を希求してまいりました。

当社および当社グループは、企業価値のさらなる向上を目指し、以下の経営の基本方針ならびに中期経営基本目標を掲げ、さらなる事業拡大と収益力向上に取り組んでまいります。これらの取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

<経営の基本方針>

- 「品質第一主義」に徹し、最高品質と環境負荷物質ゼロ化により、「ヨコオ品質ブランド」を確立する
- 「技術立脚企業」として、アンテナ・マイクロウェーブ・セラミック・微細精密加工技術をさらに強化・革新するとともに、製品の付加価値向上に貢献する新技術を積極的に導入し活用する
- プロダクト・イノベーション（事業構造・製品構造の革新）、プロセス・イノベーション（事業運営システムの革新）、パーソネル・イノベーション（人材の革新）の3つの革新を推進することにより、「進化経営」を具現化する

<中期経営基本目標>

- ミニマム8（エイト）
売上高経常利益率・自己資本利益率・売上高成長率を8%以上確保
- 連結売上高300億円への回帰
経済危機以前の水準である「300億円」の早期回復

<経営執行の重点方針>

- 成長戦略の基本となるプロダクト・イノベーションを加速・本格化させる
 - ・ 主力3事業（車載通信機器・回路検査コネクタ・ファインコネクタ）のさらなる強化
 - ・ 成長・収益の安定化に向けた事業ミックスの多軸化推進
 - ・ 製品コア技術の進化と先端技術の導入

- 事業力強化の基本となるプロセス・イノベーションを推進する
 - ・メーカーとしての事業競争力強化の要となる生産技術力革新
 - ・グローバル生産拠点の機能見直しと生産分担の再編成
 - ・海外マーケットフロントラインの拡充と機能強化
 - ・品質保証活動の質的強化による「桁違い品質」の実現
- 収益構造改革をさらに加速させる
 - ・固定費構造改革の継続推進
 - ・変動費構造改革の推進
- 経営指標のモニタリング体制を強化する
 - ・「ミニマム8（エイト）」の実現
 - ・経営管理指標リアルタイム化と業務効率化に向けた推進基盤となる全社ITシステムの整備・戦力化
- パーソネル・イノベーションをさらに加速させる
 - ・グループ内人材の「プロフェッショナル人材集団化」の推進
 - ・より高い問題意識、より高い自立性・責任感、より高い倫理観をもって、自己改革をいわず、より積極的に行動する

当社および当社グループは、企業価値の中長期安定的な向上のため、以上の方針に基づく諸施策に全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

（a）基本的な考え方

当社は、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等の様々なステークホルダーに支えられた存在であるという認識のもと、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、企業価値の極大化を目指しております。

（b）コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、「経営戦略・監督機能」の取締役会、「業務執行機能」の執行役員および「経営監査機能」の監査役会でコーポレート・ガバナンス体制を構成しております。

- ① 取締役会は、経営戦略決定・業務監督を担う代表取締役会長・取締役副会長の2名、業務執行取締役である代表取締役兼執行役員社長1名の計3名により構成しております。
- ② 執行役員は、執行役員社長以下10名体制で業務執行を担っております。経営戦略決定・監督機能との最大限の分離を図るため、兼務取締役は執行役員社長1名のみとしております。
- ③ 監査役会は、総体として幅広い分野について「経営監査機能」を発揮できるよう、財務・会計に関する知見を有する常勤監査役1名及び高い専門性や豊富な知識・経験を有する社外監査役2名の計3名により構成しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プランの目的と必要性

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかについて、株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉を行うことを可能とすること、および大規模買付ルールが遵守された場合および大規模買付ルールが遵守されなかった場合につき、基本方針に即した一定の対応方針を定める必要があると考えております。このため、当社取締役会は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続導入を決定いたしました。

なお、平成 23 年 3 月 31 日現在における当社大株主の状況は、別紙 3「当社大株主および当社取締役の株式保有状況」のとおりです。また、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

本プランは下記①または②に該当する当社株式の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行う者または提案する者（以下、「買付者等」といいます）は、予め本プランに定められる手続に従うこととします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます）および当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します）を当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付説明書における使用言語は日本語に限りします。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。以下同じとします。

合理的な期限を定め、当社取締役会が別途請求する情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、株券等の所有状況および取引状況等を含みます）
 - ② 大規模買付行為をする株券等の種類、大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の価格・種類、買付予定の株券等の数および大規模買付行為を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為方法の適法性等を含みます）
 - ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定の経緯、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます）
 - ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
 - ⑤ 大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - ⑥ 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
 - ⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
- (c) 大規模買付行為の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会による検討作業

買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます）の提供が十分になされた場合、当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は、60 日間を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は 90 日間を超えない検討期間（以下、「取締役会検討期間」といいます）を設定し速やかに開示します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において買付者等から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。買付者等は、取締役会検討期間において、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

② 株主およびステークホルダーに対する情報開示

取締役会検討期間において、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為に係る提案が

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

なされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況および当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。また、必要に応じて、買付者等との交渉を行い、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(3) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

- (a) 買付者等が、上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供および取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続(以下、「大規模買付ルール」といいます)を遵守しない大規模買付行為である場合

当社取締役会は、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」にその概要が記載される新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます)の無償割当てを対抗措置として発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。

- (b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、下記(4)「株主意思の確認手続」に記載のとおり、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認を実施します。

ただし、下記(i)と(ii)に該当する場合は、その限りではありません。

- (i) 大規模買付ルールが遵守され、かつ、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様が当該大規模買付行為の提案内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等を踏まえ、ご判断いただくことになります。

- (ii) 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合

当社取締役会は、当該大規模買付行為が以下の①から⑤の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考え、当社企業価値および株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、株主意思確認総会を経ることなく大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行うことがあります。

- ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ⑤ 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件

を株主様に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

（４）株主意思の確認手続

当社は、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。ただし、上記（３）「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」（b）（i）「大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合」、または、同（ii）「大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合」には、株主意思の確認手続は行われません。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、議決権を行使できる株主様を確定するための基準日（以下、「投票基準日」といいます）を定めます。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主様とし、投票権は議決権１個につき１個とします。

投票基準日は、取締役会検討期間が満了した後、関係法令および証券保管振替機構による総株主の通知に基づく株主の確定にかかる実務に照らして定めることが可能な最も早い日とし、公告は投票基準日の２週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、①採るべき対抗措置の内容および②株主意思の確認を株主意思確認総会または書面投票のいずれによって行うのかについて決定するものとします。株主意思確認総会における投票の場合、決議は総株主の投票権の３分の１以上を有する株主様が出席し、その投票権の過半数をもって行うものとします。書面投票による場合、決議は総株主の投票権の３分の１以上を有する株主様が投票を行い、その投票権の過半数をもって行うものとします。株主意思の確認手続において、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られた場合は、株主様による本対抗措置発動への賛同があったものとします。株主意思確認総会もしくは書面投票において、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られた場合には、当社取締役会はその決定に従い、対抗措置発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方で、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られなかった場合には、当社取締役会は、対抗措置不発動の決議を行うものとします。

なお、買付者等が大規模買付ルールを遵守し、株主意思確認の手続が開始された場合であっても、株主意思の確認が完了するまでの間に、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反するものと判明したときは、当社取締役会は、いつでも株主意思確認の手続を中止し、大規模買付行為に対抗することができるものとします。

（５）大規模買付行為の開始

本プランにおいては、買付者等は、次の（i）および（ii）の場合に大規模買付行為を開始できるものとします。

（i）当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決定した場合

上記3.(3)「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」(b)(i)「大規模ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合」に記載のとおり、当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決定した場合、当該決定日の翌営業日から、買付者等は大規模買付行為を開始することができるものとします。

(ii) 株主意思確認総会または書面投票において、対抗措置発動の承認を求める議案が否決された場合

上記3.(4)「株主意思の確認手続」に記載の株主意思確認総会または書面投票において、対抗措置発動の承認を求める議案が否決された場合、当該株主意思確認総会日または書面投票日の翌営業日から、買付者等は大規模買付行為を開始することができるものとします。

なお、上記に反して買付者等が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を発動することができるものとします。

(6) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき発動する対抗措置として、新株予約権無償割当てを実施する場合、その概要は、以下のとおりとします（本新株予約権の詳細については、別紙2「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください）。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において別途定める割当て期日（以下、「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株（ただし、当社の保有する当社普通株式を除きます）につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は金1円以上とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社

取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

- (i) 特定大量保有者⁹
- (ii) 特定大量保有者の共同保有者
- (iii) 特定大量買付者¹⁰
- (iv) 特定大量買付者の特別関係者
- (v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者
- (vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者¹¹(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します)

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細は別紙2「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、当社取締役会が対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、本新株予約権の効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の効力発生日後は行使期間の初日の前日までの間、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

⁹ 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹⁰ 公開買付によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該大規模買付行為の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含みます)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹¹ ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます)をいいます。

なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については、別紙2「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(7) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成23年6月29日に開催される予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令、もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記3.(7)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。

さらに、大規模買付ルールに従った大規模買付行為が行われた場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.(2)「本プランに係る手続」および同(3)「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(7)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主の皆様に与える影響

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。

前述の3.(3)「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」において述べたように、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会または株主意思確認総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株に

つき本新株予約権 1 個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記（３）「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b) において記述する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記（３）「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c) に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記 3.（６）「本新株予約権の無償割当ての概要」(i) に記載したとおり、当社は本新株予約権の効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、1 株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（３）本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

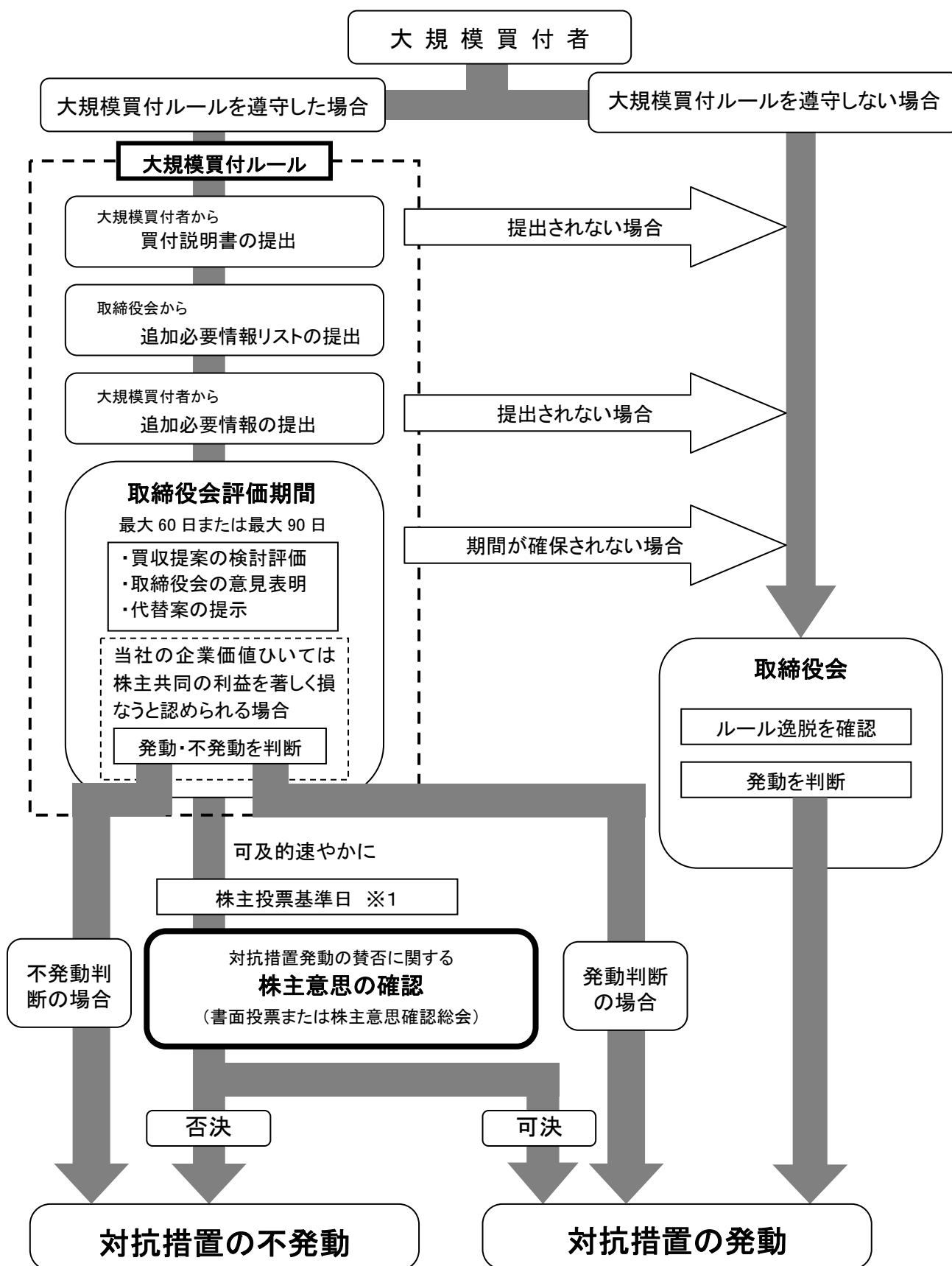
なお、株主の皆様には本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。その際には、必要書類を提出したうえ、本新株予約権 1 個当たり金 1 円以上を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。

また、当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

本プランの概要 大規模買付行為開始時のフロー



※1 株主投票基準日の公告は、当該基準日の遅くとも2週間前までに行うものとします。

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」といいます）の内容は下記Ⅱ．に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます）において別途定める割当て期日（以下、「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する普通株式 1 株（ただし、当社の保有する当社普通株式を除きます）につき新株予約権 1 個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

- ① 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます）は、1 株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整結果の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行いません。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

- ② 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用します。
- ③ 上記①に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数（ただし、当社の有する当社株式の数を除きます）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとします。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

- ① 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格（下記②に定義されます）に対象株式を乗じた価格とします。

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価格（以下、「行使価格」といいます）は金1円以上とし、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とします。

（３）新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし下記（６）②の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての

使用期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

（４）新株予約権の行使条件

- ①（i）特定大量保有者、（ii）特定大量保有者の共同保有者、（iii）特定大量買付者、（iv）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（v）上記（i）ないし（iv）に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、（vi）上記（i）ないし（v）記載の者の関連者（以下、（i）ないし（vi）に該当する者を総称して「特定買付者等」といいます）は、新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

- （a）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じ）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されます）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- （b）「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。
- （c）「特定大量買付者」とは公開買付（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本（c）において同じ）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本（c）において同じ）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含みます）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいいます。
- （d）「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

- (e) ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます)をいいます。
- ② 上記①にかかわらず、下記 (a) ないし (d) の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- (a) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、株式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される)
- (b) 当社を支配する意図がなく上記① (a) に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記① (a) の特定大量保有者に該当することになった後10日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記① (a) の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (c) 当社による自己株式取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記 (a) の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます)
- (d) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り)
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行もしくは(ii) 所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む)の充足、または(iii) その双方(以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負いません。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii) その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとします)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとします。

なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記（i）および（ii）を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

- ⑤ 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑥ 新株予約権を有する者が本（4）の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

（5）新株予約権の譲渡制限

- ① 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- ② 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記（4）③の規定により新株予約権を行使することができない者（特定買付者等を除く）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記①の承認をするか否かを決定します。
 - （a）当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記（b）ないし（d）に関する表明保証条項、補償条項および違約金条項を含む）が提出されているか否か
 - （b）譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
 - （c）譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかであるか否か
 - （d）譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

（6）当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

（7）合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定します。

(8) 新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(9) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 23 年 5 月 13 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

当社大株主および当社取締役の株式保有状況

1. 大株主の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,530	7.3
株式会社群馬銀行	990	4.7
株式会社ヨコオ	844	4.0
資産管理サービス信託銀行株式会社	830	3.9
ヨコオ取引先持株会	708	3.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	649	3.1
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	595	2.8
ヨコオ自社株投資会	547	2.6
第一生命保険株式会社	451	2.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	446	2.1

2. 取締役の株式保有状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

地 位	氏 名	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	徳 間 順 一	300
取締役副会長	柳 沢 和 介	78
代表取締役	徳 間 孝 之	138